

# 茨城県土地改良工事成績評定要領

令和6年11月

農林水産部農地局

## 目 次

	ページ
<b>茨城県土地改良工事成績評定要領</b>	1～
工事成績採点表 「別記様式第1」	4～
細目別評定点採点表 「別記様式第1の2」	5～
工事成績評定表 「別記様式第2」	6～
工事成績評定通知書 「別記様式第3」	7～
工事成績評定に係る説明書（回答） 「別記様式第4」	10～
工事成績評定に係る再説明書（回答） 「別記様式第5」	11～
考査項目別運用表（土地改良） 「別紙ー1～3」	12～
考査項目別運用表（小規模工事） 「別紙ー1～3」	60～
記入方法及び留意事項 「別紙ー4」	75～
施工プロセスチェックリスト 「別紙ー5」	76～
創意工夫・社会性等に関する実施状況 「別紙ー6」	81～
総括（主任）監督員決定（変更）決議書 「別記様式第6」	84

## 茨城県土地改良工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、土地改良工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）を実施するに当り、「茨城県営土地改良工事施工等の手続及び監督規程（平成8年茨城県訓令第26号。以下「監督規程」という。）第48条第1項に基づき同規定に定めるものの他、必要な事項を定め、厳正かつ的確な成績評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 評定は、1件の契約金額が250万円を超える請負工事について行う。ただし、除草工事は、評定の対象から除くものとする。

### (評定者等)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員、総括監督員及び主任監督員とする。

2 前項に掲げる評定者は、別表－1に定める者とする。

### (総括監督員及び主任監督員の任命等)

第4条 所長又は支所長（以下「所長等」という）は、本庁契約締結の通知を受けたとき、又は、委任工事について請負契約を締結したときは、工事ごとに別記様式第6の「総括（主任）監督員決定（変更）決議書」により評定者を任命する。

### (評定の時期)

第5条 評定の時期は、検査員にあつては、完成検査時、部分引渡検査時及び中間検査時とし、総括監督員及び主任監督員にあつては、工事完成時及び部分引渡時とする。

### (評定の方法)

第6条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」及び別紙－1～別紙－3「考査項目別運用表（土地改良）」により行うものとし、細目別評定点の算出は別記様式第1の2によるものとする。

3 評定結果は、別記様式第2「工事成績評定表」に記録するものとする。

4 評定に当っては、別紙－4「記入方法及び留意事項」及び別紙－5「施工プロセスチェックリスト」を考慮するものとする。

5 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を別紙－6「創意工夫・社会性等に関する実施状況」により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

6 別表－2に掲げる小規模工事の工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」及び「考査項目別採点表（小規模工事）」により行うものとし、細目別評定点の算出は別記様式第1の2によるものとする。

### (評定結果の報告)

第7条 評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、検査員は、全ての評定者が評定を終了したときは、遅滞なく農村計画課長又は所長等に復命するものとする。

2 農村計画課長は、監督規程第49条第1項の送付を行うときは、当該工事に別記様式第1の写しを添付し、主管課長又は所長等に評定結果を送付するものとする。

### (評定結果の通知)

第8条 知事又は所長等は、評定結果の復命又は送付があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に対し、評定の結果を別記様式第3「工事成績評定通知書」（以下「通知書」という。）及び別表1により通知するものとする。この場合の通知は、監督規程第49条第3項から第4項の通知と同時に行うものとする。

### (評定の修正)

第9条 知事又は所長は、評定結果を通知した後、評定を修正する必要があると認める場合は、評定を修正し、その結果及び理由を当該工事の受注者に通知するものとする。

### (説明請求等)

第10条 第8条又は第9条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 知事又は所長等は、前項による説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定委員会の審査を得て別記様式第4「工事成績評定に係る説明書（「回答」）」により回答するものとする。

3 前項の回答を受けた者は、前項の回答を受けた日から起算して14日以内に（「休日」を含む。）書面により、知事に対して再説明を求めることができる。

4 知事は、前項による再説明を求められたときは、茨城県入札監視委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、別記様式第5「工事成績評定にかかる再説明書（回答）」により回答するものとする。なお、委員会への付議に関する細目については別に定めるものとする。

### (評定結果の公表)

第11条 評定が確定した時は、別表2（別記様式第3）の写しを閲覧により公表するものとする。

2 公表は、当該工事の存する農林事務所又は支所で行い、公表期間は、完成検査を行った日の属する年度及び翌年度とする。

### 付則

- 1 この要領は、平成15年7月1日以降に契約した請負工事に適用する。
- 2 この要領は、平成18年6月1日改定する。
- 3 なお、施行日前に契約した請負工事については従前の例による。
- 4 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和2年5月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和3年2月15日から施行する。
- 8 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別表－1

評定者の名称及び任命基準

評定者名称	検査員	総括監督員	主任監督員
任命基準	茨城県土地改良工事検査要領第3条に定める検査員	原則として、1億5千万円以上の工事は部門長、5千万円以上1億5千万円未満の工事は事業調整課長、5千万円未満の工事は担当課長とし、その他所長が適当と認めた者とする。（支所にあつては、5千万円以上の工事は支所長、5千万円未満の工事は工務課長とし、その他支所長が適当と認めた者とする。）	原則として、主査又は係長とし、その他所長等が適当と認めた者とする。

※金額は請負に付する額とする。

別表－2

小規模考査項目の種別

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1件の契約金額が250万円を超え500万円未満の請負工事。</li> <li>2. 500万円以上の工事であっても、発注者が認めた工事（農村計画課長と協議済みのもの）</li> <li>3. 区画線設置工事等。</li> </ol>
--

工事成績採点表

作成課

工事番号 工事名		契約金額		円																																														
請負者名		工期		～		完成年月日																																												
考査項目	細別	主任監督員					総括監督員					検査員(中間)					検査員(中間)					検査員(中間)					検査員(完成)																							
		氏名	a	b	c	d	e	評価	氏名	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	氏名	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	氏名	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	氏名	a	a'	b	b'	c	d	e	評価						
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.																																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.																																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.										+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.		+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.		+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.		+5.0		+2.5		0	-7.5	-15.				
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.	+2.0	+1.0		0	-7.5	-15.																																						
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.	+3.0	+1.5		0	-7.5	-15.																																						
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0										+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.	-20.		+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.	-20.		+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.	-20.		+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.	-20.				
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0										+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.		+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.		+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.		+15.	+12.	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.				
	III. 出来ばえ	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0										+5.0		+2.5		0	-5.0			+5.0		+2.5		0	-5.0			+5.0		+2.5		0	-5.0			+5.0		+2.5		0	-5.0					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応(※2)																																																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫(※3)																																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等(※4)															+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0																														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点					点																												
評定点(※1)		① 点					② 点					③ 点					③ 点					④ 点																												
7. 評定点計(※5)		点					○中間検査があった場合： ① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.2 = 点 ○中間検査がなかった場合： ① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.4 = 点																																											
8. 法令遵守等(※6)		点					点					法令遵守等の該当事由					点					点																												
9. 評定点合計(※7)		点					○7.評定点計(点) - 8.法令遵守等(点) = 点																																											
10. 総合評価技術提案履行確認(※8)		履行					不履行					対象外																																						
所見(※9)		(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)																																						

※1 6.5点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。  
各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。

※5 中間検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※ただし、③(中間)が2回以上の場合は平均値

※6 法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員が完成検査時に行う。

※7 評定点合計は、小数第2位切捨てにより小数第1位までとする。

※8 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※9 所見欄には評定結果の概要を記載する。

※10 各考査項目ごとの採点は、別紙-1～3考査項目別運用表によるものとする。

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員（中間）	③検査員（中間）	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点 ( )内は配点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	( 1.0 ) × 0.4 + 2.9 = 4.1 点						3.30 (3.3点)	3.3%
	II. 配置技術者							4.10 (4.1点)	4.1%
2. 施工状況	I. 施工管理	( 4.0 ) × 0.4 + 2.9 = 4.5 点		( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	13.00 (13点)	13.0%
	II. 工程管理	( 4.0 ) × 0.4 + 2.9 = 4.5 点	( 2.0 ) × 0.2 + 3.2 = 3.6 点					8.10 (8.1点)	8.1%
	III. 安全対策	( 5.0 ) × 0.4 + 2.9 = 4.9 点	( 3.0 ) × 0.2 + 3.3 = 3.9 点					8.80 (8.8点)	8.8%
	IV. 対外関係	( 2.0 ) × 0.4 + 2.9 = 3.7 点						3.70 (3.7点)	3.7%
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	( 4.0 ) × 0.4 + 2.8 = 4.4 点		( 10.0 ) × 0.4 + 6.5 = 10.5 点	( 10.0 ) × 0.4 + 6.5 = 10.5 点	( 10.0 ) × 0.4 + 6.5 = 10.5 点	( 10.0 ) × 0.4 + 6.5 = 10.5 点	14.90 (14.9点)	14.9%
	II. 品質	( 5.0 ) × 0.4 + 2.9 = 4.9 点		( 15.0 ) × 0.4 + 6.5 = 12.5 点	( 15.0 ) × 0.4 + 6.5 = 12.5 点	( 15.0 ) × 0.4 + 6.5 = 12.5 点	( 15.0 ) × 0.4 + 6.5 = 12.5 点	17.40 (17.4点)	17.4%
	III. 出来ばえ			( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	( 5.0 ) × 0.4 + 6.5 = 8.5 点	8.50 (8.5点)	8.5%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		( 20.0 ) × 0.2 + 3.3 = 7.3 点					7.30 (7.3点)	7.3%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	( 7.0 ) × 0.4 + 2.9 = 5.7 点						5.70 (5.7点)	5.7%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		( 10.0 ) × 0.2 + 3.2 = 5.2 点					5.20 (5.2点)	5.2%
7. 法令遵守等			( 0.0 ) × 1.0 = 0 点					0.00	
評定点合計								100.00 (100点)	

※ 中間検査があった場合 (①+②+③)×0.5+④×0.5) =細目別評定点 (中間が2回以上の場合は③を平均する。)

※ 中間検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

## 別記様式第2

## 工事成績評定表

工事番号・工事名			
契約金額	当初：		
工期	当初： ～ 最終：		
完成年月日			
完成検査年月日			
中間検査年月日	第1回：	第2回：	第3回：
請負者氏名			
現場代理人氏名			
主任・監理技術者氏名			
総括監督員職・氏名			
主任監督員職・氏名			
検査員職・氏名			
検査員職・氏名			
第1回中間検査、検査員職・氏名			
第2回中間検査、検査員職・氏名			
第3回中間検査、検査員職・氏名			
① 主任監督員評定点			点
② 総括監督員評定点			点
③ 中間検査員評定点			点
④ 完成検査員評定点			点
⑤ 法令遵守等			点
⑥ 評定点合計			点

注1) 中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 } \textcircled{6} = (\textcircled{1} \times 0.4 + \textcircled{2} \times 0.2 + \textcircled{3} \times 0.2 + \textcircled{4} \times 0.2) - \textcircled{5}$$

中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } \textcircled{6} = (\textcircled{1} \times 0.4 + \textcircled{2} \times 0.2 + \textcircled{4} \times 0.4) - \textcircled{5}$$

- 2) 中間検査が2回以上あった場合、評定点は中間検査を合わせた平均点を記入する。
- 3) 一部完成の場合は、総括監督員、主任監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4) 主任監督員、総括監督員、検査員の評定点は小数第1位まで記入する。
- 5) ⑤法令遵守等は、総括監督員が記入する。
- 6) ⑥評定点合計は、小数第1位まで記入する。



(契約の相手方)

商号又は名称

代表者氏名

殿

知事又は事務所長

印

工 事 成 績 評 定 通 知 書(暫定)

貴社が受注し下記のとおり完成検査を行った工事について、茨城県土地改良工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

また、下記工事は、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が工事完成検査日までに決定していないため、暫定評定とします。

なお、この評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に当職に対してその疑問の旨を付した書面により、説明を求めることが出来ます。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問合せ先は下記のとおりです。

## 記

1. 工 事 名
2. 業 種 区 分
3. 工 期 年 月 日～ 年 月 日
4. 完成検査年月日 年 月 日
5. 評 定 点 点  
( 5 修正評定点 点 [評定点が修正された場合のみ] )

理由：

6. 送付先及び手続き等の問合せ先  
(茨城県農林水産部農村計画課，農林事務所又は支所)

※暫定通知の場合のみ、波線部を加える。(別表1についても同様とする。)

別表1 (通知用)

## 項目別評定点(暫定)

工事名:

契約管理番号:

評価項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守など(減点のみ)		
評定点合計		/ 100 点

※項目別評定点は、少数第1位まで記載する。

別表 2 (閲覧用)

工事成績評定結果表

工事名	
工事箇所	
工事完成年月日	
受注者	
評定点	

別記様式第 4

記号 第 号  
年 月 日

(契約の相手方)

商号又は名称

代表者氏名

殿

知事又は事務所長

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。本説明書に疑問があるときは、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、知事に対して再説明を求めることができます。

なお、再説明は茨城県入札監視委員会の審議を経た上で行います。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先及び手続等の問い合わせ先  
(茨城県農林水産部農地局農村計画課又は農林事務所)

別記様式第5

記号 第 号  
年 月 日

(契約の相手方)  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

知 事 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答

工事成績採点の考査項目別運用表（土地改良）

目 次

		ページ
別紙－1	①～⑧考査項目別運用表（主任監督員）	15 ～
別紙－2	①～④考査項目別運用表（総括監督員）	23 ～
別紙－3	1～32考査項目別運用表（検査員）	27 ～

## 工事成績採点の審査項目別運用表（土地改良工事） 目次

### 1. 土木工事

（土木工事に付帯する機械設備工事、電気設備工事、受変電設備工事を含む）

#### （主任監督員）

R6.11.1

記号	審査項目	細 別	工 種	ページ
別紙一1①	1. 施工体制	I. 施工体制一般 II. 配置技術者 (現場代理人等)		15
別紙一1②	2. 施工状況	I. 施工管理 II. 工程管理		16
別紙一1③		III. 安全対策 IV. 対外関係		17
別紙一1④	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備工事	18
別紙一1⑤			電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	19
別紙一1⑥		II. 品質	機械設備工事	20
別紙一1⑦			電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	21
別紙一1⑧	5. 創意工夫	I. 創意工夫	維持・修繕工事	22

#### （総括監督員）

記号	審査項目	細 別	工 種	ページ
別紙一2①	2. 施工状況	II. 工程管理 III. 安全対策		23
別紙一2②	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		24
別紙一2③	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		25
別紙一2④	7. 法令遵守等			26

#### （検査員）

記号	審査項目	細 別	工 種	ページ
別紙一3-1	2. 施工状況	I. 施工管理		27
別紙一3-2	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備工事	28
別紙一3-3			電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	29
別紙一3-4		II. 品質	コンクリート構造物工事 土工事(切土、盛土、堤防等工事)	30
別紙一3-5			護岸・根固め・水制工事 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)	31
別紙一3-6			砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む。)	32
別紙一3-7			舗装工事	33
別紙一3-8			法面工事	34
別紙一3-9			基礎工事 (削除)	35
別紙一3-10			コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	36
別紙一3-11			塗装工事 トンネル工事	37
別紙一3-12			植栽工事 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事 (削除)	38
別紙一3-13				39
別紙一3-14			維持工事(清掃工、除草工、付帯物工、応急措置等) 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	40
別紙一3-15			機械設備工事 電気設備工事	41
別紙一3-16			通信設備工事・受変電設備工事 建築工事(土地改良工事に付帯するものに限る)	42
別紙一3-17			(削除)	43
別紙一3-18			交通安全施設(歩道)工事 地盤改良工事	44
別紙一3-19			二次製品構造物 補強土壁工事	45
別紙一3-20			取壊し工事 (削除)	46
別紙一3-21			下水道工事	47
別紙一3-22			管水路工事 (削除)	48
別紙一3-23			さく井工事 フィルダム工事・ため池	49
別紙一3-24			コンクリート二次製品工事(U字溝、BF等付帯的なものを除く)(土改) 区画整理工事	50
別紙一3-25			暗渠排水工事	51

別紙一3-26	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	客土工事	52
別紙一3-26-2			畑地かんがい工事	53
別紙一3-27			水路補修工事(目地補修工、断面修復工、表面被覆工、管更生工)	54
別紙一3-28		III. 出来ばえ	仮設工事	55
			上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工事、又は合併工事)	
コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル工事				
土工事(盛土・築堤工事等)				
切土工事				
護岸・根固・水制工事				
鋼橋工事				
地すべり防止工事				
舗装工事				
法面工事				
別紙一3-29	III. 出来ばえ	基礎工事	56	
		コンクリート橋上部工事		
塗装工事(工場塗装を除く)				
植栽工事				
防護柵(網)工事				
標識工事				
区画線工事				
(削除)				
建築工事(土地改良工事に付帯するものに限る)				
機械設備工事				
別紙一3-30	III. 出来ばえ	電気設備工事	57	
		維持修繕工事		
(削除)				
通信設備工事・受変電設備工事				
二次製品構造物				
補強土壁工事				
取り壊し工事				
(削除)				
下水道工事				
下水道工事(管更生工事)				
別紙一3-31	III. 出来ばえ	管水路工事	58	
		(削除)		
さく井工事				
フィルダム工事・ため池				
コンクリートダム工事				
コンクリート二次製品工事(U字溝、BF等付帯的なものを除く)(土改)				
区画整理工事				
暗渠排水工事				
客土工事				
別紙一3-32		III. 出来ばえ		畑地かんがい工事
	仮設工事			
地盤改良工事				
交通安全施設工事(歩道)				
水路補修工事(目地補修工、断面修復工、表面被覆工、管更生工)				
上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工事、又は合併工事)				



考査項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

【記入方法】該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。

考査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
I. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。</p> <p>施工計画書を、工事着手前に提出している。</p> <p>作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p>品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</p> <p>元請が下請の作業成果を検査している。</p> <p>施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p>緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p>工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p>機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%程度以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が80%程度未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(11)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工体制一般に関して、監督職員からの文書による指示に従わなかった。</p>
	II. 配置技術者(現場代理人等)	<p>●「評価対象項目」</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。</p> <p>作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p>設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>監督職員への報告を的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p>書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p>契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。</p> <p>施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p>下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満..... b</p> <p>該当項目が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(11)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。</p>	<p>配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考査項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

考査項目	細 別					
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2.施工状況	I.施工管理	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。                      施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。                      現場条件の変化に対して、適切に対応している。                      工事材料の品質に影響がないよう保管している。                      日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                      日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                      現場内の整理整頓を日常的に行っている。                      指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。                      工事打合せ簿を、不足無く整理している。                      建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。                      工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。                      その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準                      該当項目が90%程度以上.....a                      該当項目が80%以上90%未満.....b                      該当項目が80%未満.....c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(12)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II.工程管理	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。                      工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。                      実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。                      現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。                      時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。                      工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。                      適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。                      休日の確保を行っている。                      計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。                      その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準                      該当項目が90%以上.....a                      該当項目が80%以上90%未満.....b                      該当項目が80%未満.....c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(10)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考査項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

考査項目	細 別					
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	III.安全対策	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</p> <p>災害防止協議会を1回/月以上実施している。</p> <p>安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</p> <p>新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</p> <p>工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>過積載防止に取り組んでいる。</p> <p>仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</p> <p>保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき行っている。</p> <p>架空線及び地下埋設物等に関する調査結果を報告し、事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上..... a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満... b</p> <p>該当項目が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(10)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	IV.対外関係	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。</p> <p>関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。</p> <p>地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p>工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目90%以上..... a</p> <p>該当項目80%以上90%未満... b</p> <p>該当項目80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(7)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考查項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

考查項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ I.出来形  ※ ばらつき判断は別紙-4参照 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         ① 出来形の評定は、工事全般を通して評定するものとする。                          ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。                          ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。                          ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                     </div>	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
機械設備 工事  ※上記欄によらず、当該欄で評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         ●【評価対象項目】                          据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。                          設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。                          施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。                          設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。                          不可視部分の出来形を写真撮影している。                          塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。                          溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。                          社内の管理基準に基づき管理している。                          設計図書に定められている予備品に不足が無い。                          分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。                          その他 [理由: ]                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         ●判断基準                          該当項目が90%以上..... a                          該当項目が80%以上90%未満..... b                          該当項目が80%未満..... c                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                         ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                          ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                          ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(11)                          ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                     </div>	<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> ほぼ適切である	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

考查項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

考查項目	工種	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ  I.出来形  <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: 20px; margin-top: 20px;"></div>	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事  ※上記欄によらず、当該欄で評価	●[評価対象項目] 据付に関する出来形管理が容易に確認できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 不可視部分の出来形を写真撮影している。 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 機器及び材料の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書どおりに敷設されている。 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。 行先などを表示した名札がケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けられている。 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることを確認できる。 社内の管理基準に基づき管理している。 その他 [理由: ]  ●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が80%未満..... c  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                          ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                          ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)÷評価対象項目数(12)                          ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                     </div>			出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。  契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。	

考査項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

考査項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ II.品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙-4参照 ① 品質の評定は、工事全般を通じて設定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものとする。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
機械設備工事	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
※上記欄によらず、当該欄で評価	●[評価対象項目] 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 設備の機能、性能を、承諾図書の通り確保している。 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性に優れている。 操作制御装置の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設されている。 設備の取扱説明書を工夫している。 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 機器の構造や配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 パルプ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示している。 計器類に運転時の許容範囲を見やすく表示している。 回転部や高温部等危険箇所に表示又は防護をしている。 設備の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 その他 [理由: ]			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●判断基準 該当項目が90%以上..... a 該当項目が80%以上90%未満..... b 該当項目が80%未満..... c				
	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(20) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。				

考查項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

考查項目	a	b	c	d	e
<p>3.出来形及び出来ばえ</p> <p>II.品質</p> <p style="text-align: center;"><b>c</b></p>	<p>電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事</p> <p style="text-align: center;">適切である</p> <p style="text-align: center;">ほぼ適切である</p> <p style="text-align: center;">他の評価に該当しない</p> <p>●〔評価対象項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料・部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。</li> <li><input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。</li> <li><input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。</li> <li><input type="checkbox"/> 設備全体についての図面や取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。</li> <li><input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。</li> <li><input type="checkbox"/> その他</li> </ul> <p>[理由: _____]</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上…… a          該当項目が80%以上90%未満… b          該当項目が80%未満…… c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。              ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。              ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(13)              ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>
<p>維持・修繕工事</p> <p>※上記欄によらず、当該欄で評価</p> <p style="text-align: center;"><b>c</b></p>	<p style="text-align: center;">適切である</p> <p style="text-align: center;">ほぼ適切である</p> <p style="text-align: center;">他の評価に該当しない</p> <p>●〔評価対象項目〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。</li> <li><input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕リサイクル等を勘案した提案等を行っている。</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 理由: _____</p> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が6項目以上…… a          該当項目が4項目以上…… b          該当項目が3項目以下…… c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</p>

考査項目別運用表(土地改良)

(主任監督員)

考査項目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <p>施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。                  コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。                  土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。                  部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。                  設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。                  給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。                  照明などの視界の確保に関する工夫                  仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。                  運搬車両、施工機械等に関する工夫。                  支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。                  盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。                  施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。                  出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫                  施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。                  ICT(情報通信技術)を活用したICT活用工事。                  ※本項目は最大3点の加点とする。注1)</p> <p>前項のICT活用工事を除く、生産性向上に資するICT機器や3次元データ活用を用いた工事(元請社員により実施(内製)した場合に限る)</p> <p>特殊な工法や材料を用いた工事。                  優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p><b>【新技術活用】</b></p> <p>新技術を活用し、活用の効果が確認できた。                  ※実施状況に応じて、個別協議のうえ最大3点の加点とする。                  ※加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は、加点措置を行わないものとする。                  ※既製品(NETIS製品等)の活用については、本項目の評価対象外とする。</p> <p><b>【品質】</b></p> <p>土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫。                  コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。                  鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。                  配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p><b>【安全衛生】</b></p> <p>建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。                  ※本項目は2点の加点とする。                  安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)                  安全教育、技術向上講習会、安全パトロールに関する工夫。                  現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。                  有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。                  一般車両突入時の被害低減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。                  厳しい作業環境の改善に関する工夫。                  環境保全に関する工夫。</p> <p><b>【働き方改革】</b></p> <p>「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大3点の加点とする。</p> <p>完全週休2日の確保に向けた企業の取り組みが図られている。注2                  若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。(現場代理人又は主任(監理)技術者に限る)                  当該現場において、労働時間の管理に向けた取り組みが図られていることが確認できる。注3)</p>
		<p><b>【その他】</b></p> <p>その他 [理由: CCUSの活用]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>注1)                  ① 1点加点は、設計図書に基づき、茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領に規定する特別簡易型を適用した工事とする。                  ② 2点加点は、設計図書に基づき、茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領に規定する簡易型、全面活用型を活用して施工した工事とする。                  ③ 3点加点は、設計図書に基づき、茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領に規定する全面活用型を適用した工事のうち施工以外の全てのプロセスを内製した場合とする。</p> <p>注2)                  ○完全週休2日に取り組み、現場閉所日率100%以上を確保した工事とする。(1点加算)</p> <p>注3の例)                  ○技術者(現場代理人又は主任(監理)技術者に限る)の時間外労働短縮への柔軟な対応が図られた工事とする。</p>
記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	評 点 : <input type="text"/> 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※1 特に評価すべき創意工夫を加点評価する。  
 ※2 評価は各項目で1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 ※3 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。  
 ※4 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。



審査項目別運用表(土地改良)

( 総 括 監 督 員 )

[記入方法] 該当する項目の□に「レ」印を記入する。

審査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2.施工状況	II.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
	<input type="checkbox"/>	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>完全週休2日に取り組み、工期内に工事を完成させた。注)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工場所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工期延長もなく、工期終了までにおよそ1か月以上早く工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT施工により、工期を短縮し、余裕をもって完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				<p>注)</p> <p>完全週休2日とする。(現場閉所率100%以上)</p>	
	III.安全対策	a	b	c	d	e	
	<input type="checkbox"/>	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT施工により、補助作業員を削減するなど、工事事務のリスクを低減した。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					

考査項目別運用表(土地改良)

( 総 括 監 督 員 )

考査項目	細 別	対 応 事 項	【事 例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	<p><b>I. 構造物の特殊性への対応</b></p> <p>1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事                  2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事                  3. その他 [理由: ]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。</p> <p><b>II. 都市部の作業環境、社会条件等への対応</b></p> <p>4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事                  5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事                  6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事                  7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事                  8. 緊急時に対応が特に必要な工事                  9. 施工箇所が広範囲にわたる工事                  10. その他 [理由: ]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p> <p><b>III. 厳しい自然・地盤条件への対応</b></p> <p>11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事                  12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事                  13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事                  14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事                  15. その他 [理由: ]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p><b>IV. 長期工事における安全確保への対応</b></p> <p>16. 12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)                  ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。                  17. その他 [理由: ]</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(1. について)</p> <p>切土、盛土の土工量:5万m<sup>3</sup>以上、護岸・築堤の平均高さ5m以上、浚渫工:10万m<sup>3</sup>以上、トンネル(NATM):内空断面積:100m<sup>2</sup>以上                  推進工(羽口、泥水加圧):φ2000mm以上、樋管:30m以上、樋門又は水門の扉体面積:50m<sup>2</sup>以上、砂防ダムの堤高さ:15m以上                  海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅50m以上又は延長80m以上、                  橋梁下部工の高さ:15m以上、橋梁上部工の最大支間庁:60m以上</p> <p>(2. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。</li> <li>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内流水部における橋脚の撤去工事。</li> <li>・供用中の道路トンネルの拡幅工事。</li> </ul> <p>(3. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。</li> <li>・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。</li> <li>・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</li> </ul> <p>(4. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。</li> <li>・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。</li> <li>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</li> </ul> <p>(5. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。</li> <li>・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。</li> <li>・その他、各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</li> </ul> <p>(6. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地での夜間工事。</li> <li>・DID地区での工事。</li> </ul> <p>(7. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。</li> <li>・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。</li> <li>・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。</li> </ul> <p>(8. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</li> </ul> <p>(9. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場が広範囲に分布している工事。</li> </ul> <p>(10. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制限を受けた工事。</li> <li>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</li> </ul> <p>(11. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。</li> <li>・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。</li> </ul> <p>(12. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。</li> <li>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きい作業構台等を設置した工事。</li> </ul> <p>(13. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。</li> <li>・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</li> <li>・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。</li> </ul> <p>(14. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。</li> </ul> <p>(15. について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。</li> <li>・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。</li> </ul>
	評 価	評 点 : [ ] 点	

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表(土地改良)

( 総 括 監 督 員 )

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		<p>●評価対象項目</p> <p> <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。  <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。  <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。  <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。  <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。  <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 注1)  <input type="checkbox"/> 快適トイレを設置し、建設業の労働環境改善に貢献した。  <input type="checkbox"/> <u>完全週休2日</u>に取り組み、建設業の労働環境改善に貢献した。 注2)  <input type="checkbox"/> 学生向け等の見学会やインターンシップの受け入れを積極的に行い、建設業の魅力向上に貢献した。  <input type="checkbox"/> その他 [理由: _____ ]                 </p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>				
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     注1)                      当該工事期間中に鳥インフルエンザや豚熱等への防疫作業従事を含む。                      従事の対象は、当該工事の現場代理人又は主任(監理)技術者とする。                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     注2)  <u>完全週休2日とする。(現場閉所率100%以上)</u> </div>				

考查項目別運用表(土地改良)

( 総 括 監 督 員 )

考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7.法令遵守等	措 置 内 容	点 数
	1.指名停止3ヶ月以上	-20点
	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5.文書注意	- 8点
	6.口頭注意	- 5点
	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点
	8.その他 [理由: ]	- 点
	9. 項目該当なし	減点無し

法令遵守等 評定点合計		点
----------------	--	---

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。  
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。  
 ③ 「工事関係者」とは、当該現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行をするために従事する者に限定する。  
 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- ・ 1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。
- ・ 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- ・ 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- ・ 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- ・ 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- ・ 10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- ・ 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・ 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- ・ 15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。(措置内容については、指名停止等の区分による)
- ・ 16.茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領第6条第2項及び第3項に該当する場合。
- ・ 17.茨城県農林水産部が発注する週休2日制促進工事の試行要領第10条第2項及び第3項に該当する場合。
- ・ 18.茨城県農林水産部農地局が発注する快適トイレ普及促進工事の試行要領第6条第2項に該当する場合。

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

[記入方法] 該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>●「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約書18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</li> <li>施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されていると共に、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</li> <li>工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</li> <li>現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</li> <li>工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</li> <li>立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</li> <li>建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</li> <li>施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。</li> <li>下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</li> <li>品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</li> <li>工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</li> <li>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p>[理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当項目が90%以上.....a</li> <li>該当項目が80%以上90%未満....b</li> <li>該当項目が80%未満.....c</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%)＝該当項目数(0)／評価対象項目数(13)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>			<p>施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ I.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	<p>●【評価対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</li> <li>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li>写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li>出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li>その他 [理由: ]</li> </ul> <p>※ばらつき判断は別紙-4参照。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。                  ② 出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。                  ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。                  ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p> </div>						
機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cよりやや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	<p>●【評価対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。</li> <li>設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲であり、出来形の確認ができる。</li> <li>施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。</li> <li>設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li>不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li>塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li>溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。</li> <li>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>設計図書に定められている予備品に不足がないことを確認できる。</li> <li>分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。</li> <li>その他 [理由: ]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上..... a                  該当項目が80%以上90%未満..... a'                  該当項目が70%~80%未満..... b                  該当項目が60%以上70%未満..... b'                  該当項目が60%未満..... c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値(%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(11)                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には「c」評価とする。</p> </div>						

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
		優れている	bより優れている	やや優れている	cよりやや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 ・変電設備 工事  ※上記欄によらず 当該欄で評価	<p>●[評価対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。</li> <li>機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。</li> <li>写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li>不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li>設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li>設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。</li> <li>機器及び材料の据付、固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。</li> <li>配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。</li> <li>行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分りやすく堅固に取り付けられている。</li> <li>配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p>[理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当項目が90%以上..... a</li> <li>該当項目が80%以上90%未満..... a'</li> <li>該当項目が70%~80%未満..... b</li> <li>該当項目が60%以上70%未満..... b'</li> <li>該当項目が60%未満..... c</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値(%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(12)                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

調査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

調査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																									
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	コンクリート 構造物工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</li> <li>コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</li> <li>圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li>施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</li> <li>コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</li> <li>コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。</li> <li>鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</li> <li>鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。</li> <li>コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>スパーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>有害なクラックが無い。</li> <li>その他</li> </ul> <p>[理由: ]</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(14)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="4">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超		90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																												
	50%以下	80%以下	80%超																														
90%以上	a	a'	b	b																													
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																													
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																													
60%未満	b'	c	c	c																													
土工事 (切土、盛土、堤防等工事)		<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。</li> <li>段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。</li> <li>置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。</li> <li>締め固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。</li> <li>芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。</li> <li>構造物周辺の締め固めを設計図書に定められた条件で行っているのを確認できる。</li> <li>土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。</li> <li>CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。</li> <li>法面に有害な亀裂が無い。</li> <li>伐間除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p>[理由: ]</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																									
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(12)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="4">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超		90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																												
	50%以下	80%以下	80%超																														
90%以上	a	a'	b	b																													
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																													
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																													
60%未満	b'	c	c	c																													



考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																								
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	護岸・根固・水制工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。</li> <li>裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。</li> <li>緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。</li> <li>石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。</li> <li>遮水シートが所定の幅で重ね合わされ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>指定材料の品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。</li> <li>コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。</li> <li>施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。</li> <li>埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>有害なクラックが無い。</li> <li>その他</li> </ul> <p>[理由: ]</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>																								
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(15)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>							評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
	50%以下	80%以下	80%超																													
90%以上	a	a'	b	b																												
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																												
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																												
60%未満	b'	c	c	c																												
鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)		<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <p>【工場製作関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。</li> <li>溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。</li> <li>溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。</li> <li>孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。</li> <li>欠陥部の発生が見られないことが確認できる。</li> <li>塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。</li> <li>素地調整を行う場合、第1種クレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。</li> <li>塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。</li> <li>塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p>[理由: ]</p> <p>【架設関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。</li> <li>ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。</li> <li>高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。</li> <li>高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。</li> <li>架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。</li> <li>架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。</li> <li>現場塗装部のクレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。</li> <li>現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p>[理由: ]</p>					<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>																								
<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(21)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は、評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>					評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																												
	50%以下	80%以下	80%超																													
90%以上	a	a'	b	b																												
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																												
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																												
60%未満	b'	c	c	c																												

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 (集水井工事 を含む)	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目                      【共通】                      コンクリート配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。                      コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。                      圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。                      運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。                      (寒中及び暑中コンクリート等を含む)                      コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。                      地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。                      鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。                      有害なクラックが無い。                      その他 [理由: ]</p> <p>【砂防構造物工事に適用】                      コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。                      鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。                      アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。                      ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。                      その他 [理由: ]</p> <p>【地すべり対策工事(抑止杭・集水井戸工事を含む)】                      アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。                      ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。                      集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。                      その他 [理由: ]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(22)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div> <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%超																																		
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																																	
	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																	
	60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																	
	60%未満	b'	c	c	c																																	

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																										
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																										
II. 品質		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工しているのが確認できる。 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層毎に締固めて施工していることが確認できる。 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 その他 [理由: ]																																
		【アスファルト舗装工関係】 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 その他 [理由: ]																																
		【コンクリート舗装工関係】 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 その他 [理由: ]																																
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(25) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																														
	50%以下	80%以下	80%超																															
90%以上	a	a'	b	b																														
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																														
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																														
60%未満	b'	c	c	c																														

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目                      【共通】                      施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法砕工、コンクリート又はモルタル吹付工関係)                      施工に関して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。                      盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。                      雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。                      その他 [理由: ]</p> <p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】                      土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。                      ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。                      ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。                      吹付厚さが均等であることが確認できる。                      使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。                      その他 [理由: ]</p> <p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】                      使用する材料の種類、品質、及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。                      金網が破損を生じていないことが確認できる。                      吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。                      吹付け厚さが均等であることが確認できる。                      吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。                      圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。                      不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。                      法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。                      その他 [理由: ]</p> <p>【現場打法砕工関係(プレキャスト法砕工含む)】                      使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。                      現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。                      強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。                      枠内に空隙が無いことが確認できる。                      層間にはく離が無いことが確認できる。                      不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。                      その他 [理由: ]</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(30)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	基礎工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目                      【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等)】</p> <p>杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。                      既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。                      杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。                      水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。                      場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。                      掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。                      配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。                      裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。                      強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質管理に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。                      その他</p> <p>[理由: ]</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(13)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>					評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート橋 上部工事 (PC及びRRCを対象)	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</li> <li>コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</li> <li>圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li>施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</li> <li>コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</li> <li>鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</li> <li>圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。</li> <li>鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>スベーパーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>プレバーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。</li> <li>PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>プレストレス時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>コンクリートの圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。</li> <li>有害なクラックが無い。</li> <li>その他</li> </ul> <p style="text-align: center;">[理由: ]</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(19)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c	<p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%超																																		
90%以上	a	a'	b	b																																	
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																	
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																	
60%未満	b'	c	c	c																																	

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗装成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 その他 [理由: ]																																		
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(10) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。			評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		●評価対象項目 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締め目が、定められた条件を満足していることが確認できる。 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ロックボルトの定着長が、設計書の使用を満足していることが確認できる。 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。 その他 [理由: ]																																		
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(15) ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> ※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。			評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																					
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	植栽工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活着が促されるよう管理していることが確認できる。</li> <li>樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。</li> <li>樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。</li> <li>施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。</li> <li>肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。</li> <li>植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。</li> <li>添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。</li> <li>樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p style="text-align: center;">[理由: ]</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																					
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(9)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																								
	50%以下	80%以下	80%超																										
90%以上	a	a'	b	b																									
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																									
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																									
60%未満	b'	c	c	c																									
防護柵(網)・ 標識・区画線 等設置工事	防護柵(網)・ 標識・区画線 等設置工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。</li> <li>防護柵等の床堀りの仕上がりに対して、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。</li> <li>防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。</li> <li>防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いように施工していることが確認できる。</li> <li>基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。</li> <li>防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。</li> <li>ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定められた強度以上であることが確認できる。</li> <li>ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの量が、10%以下であることが確認できる。</li> <li>区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。</li> <li>区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。</li> <li>プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。</li> <li>区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p style="text-align: center;">[理由: ]</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																					
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(16)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>		評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'
評価値	ばらつきで判断可能				ばらつきで判断不可能																								
	50%以下	80%以下	80%超																										
90%以上	a	a'	b	b																									
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																									
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																									
60%未満	b'	c	c	c																									



別紙-3-13 【削除】

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考査項目	工 種					c	d	e
		a	a'	b	b'			
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工 付属物工、除雪、 応急処理等)	<p>●評価対象項目</p> <p>■使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>■構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>■監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>■緊急的な作業において、迅速かつ的確に対応していることが確認できる。</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※該当項目が6項目以上・・・a                  ※該当項目が5項目・・・a'                  ※該当項目が4項目・・・b                  ※該当項目が3項目・・・b'                  ※該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注. 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。                  ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強 耐震補強、 落橋防止等)	<p>●評価対象項目</p> <p>■使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</p> <p>■構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>■監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>■施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>■その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※該当項目が6項目以上・・・a                  ※該当項目が5項目・・・a'                  ※該当項目が4項目・・・b                  ※該当項目が3項目・・・b'                  ※該当項目が2項目以下・・・c</p> <p>注. 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。                  ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考査項目	工 種						( 検 査 員 )	
		a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	機械設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <p>材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。                  設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。                  設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、品質の確認ができる。                  機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。                  溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。                  塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。                  操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。                  操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。                  小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。                  設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。                  部品等の点検及び交換方法について、完成図書(取扱説明書)にまとめていることが確認できる。                  機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。                  機器の構造や配置について、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。                  二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。                  バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示していることが確認できる。                  計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。                  回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。                  設備の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。                  現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※評価値が90%以上.....a                  ※評価値が80%以上90%以下...a'                  ※評価値が70%以上80%未満...b                  ※評価値が60%以上70%未満...b'                  ※評価値が60%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(20)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                 </div>						
	電気設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		<p>●評価項目</p> <p>製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。                  材料・部品の品質照合の結果が品質証明書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                  機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。                  操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。                  ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。                  設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                  操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。                  設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                  現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。                  設備全体についての図面や取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。                  完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。                  機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※評価値が90%以上.....a                  ※評価値が80%以上90%以下...a'                  ※評価値が70%以上80%未満...b                  ※評価値が60%以上70%未満...b'                  ※評価値が60%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(13)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                 </div>						

調査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

調査項目	工 種						d	e
		a	a'	b	b'	c		
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	通信設備工事 ・受変電設備工事	<p>●評価対象項目</p> <p>設計書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。                      材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。                      材料の品質照合結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      設備、機器の品質、機能及び性能が成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。                      ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。                      設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。                      完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判断できる資料を整備していることが確認できる。                      完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。                      設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。                      設備全体についての図面や取扱説明書を工夫していることが確認できる。                      完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。                      機器の構造や配置において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。                      その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※評価値が90%以上.....a                      ※評価値が80%以上90%以下...a'                      ※評価値が70%以上80%未満...b                      ※評価値が60%以上70%未満...b'                      ※評価値が60%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(13)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>	<p>bより優れている</p>	<p>やや優れている</p>	<p>cより優れている</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>
	建築工事 (土地改良工事に付帯するものに限る)	<p>●評価対象項目</p> <p>材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。                      施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。                      材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。                      品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。                      施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。                      建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。                      躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。                      内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。                      その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。                      不可視部分の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。                      中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。                      その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※評価値が90%以上.....a                      ※評価値が80%以上90%以下...a'                      ※評価値が70%以上80%未満...b                      ※評価値が60%以上70%未満...b'                      ※評価値が60%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(12)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>	<p>a</p>	<p>a'</p>	<p>b</p>	<p>b'</p>	<p>c</p>	<p>d</p>

別紙-3-17 【削除】

調査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

調査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	交通安全施設 (歩道) 工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>路盤施工に先立ちCBR値測定等、適正な設計の基礎資料収集を実施している。</li> <li>構造物の施工基面が平滑に仕上げられている。</li> <li>構造物の布設方法が適切であることが確認できる。(機械・人力)</li> <li>路盤材の敷き均し及び締固めを適切な条件・方法で施工している。</li> <li>設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが実施され、適切な規格が確認できる。</li> <li>混合物の敷き均し及び締固めを適切な条件・方法で施工している。</li> <li>路盤材及び舗装の強度・アスファルト量等、各種試験が実施され、基準値に適合している。</li> <li>その他 [理由: ]</li> <li>その他 [理由: ]</li> <li>その他 [理由: ]</li> </ul> </li> <li>●判断基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※評価値が90%以上.....a</li> <li>※評価値が80%以上90%以下...a'</li> <li>※評価値が70%以上80%未満...b</li> <li>※評価値が60%以上70%未満...b'</li> <li>※評価値が60%未満.....c</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(10)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                 </div>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	地盤改良工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目                             <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</li> <li>材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。</li> <li>安定シートの施工が隙間無く敷設されているのが記録により確認できる。</li> <li>改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。</li> <li>事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。</li> <li>施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。</li> <li>サンドマット工の砂のまき出しが均等に行われていることが記録、写真等により確認できる。</li> <li>サンド・砕石ドレーンが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。</li> <li>ペーパードレーンが計画深度まで破損無く正常に形成され、記録により確認できる。</li> <li>サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。</li> <li>ロッドコンパクションの打込み記録から一様な品質の施工が確認できる。</li> <li>深層混合処理の打込み記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。</li> <li>マットの破損がなく施工され、記録により確認できる。</li> <li>その他 [理由: ]</li> <li>その他 [理由: ]</li> <li>その他 [理由: ]</li> <li>その他 [理由: ]</li> </ul> </li> <li>●判断基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※評価値が90%以上.....a</li> <li>※評価値が80%以上90%以下...a'</li> <li>※評価値が70%以上80%未満...b</li> <li>※評価値が60%以上70%未満...b'</li> <li>※評価値が60%未満.....c</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(18)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                 </div>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

調査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

調査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	二次製品構造物	<p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p>仕様書で定められている品質管理が実施されている。</p> <p>材料の品質規定証明書が整備されている。</p> <p>JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。</p> <p>基礎地盤の成形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。</p> <p>二次製品の保管、吊り込み、据付等に十分注意を払っていることが確認できる。</p> <p>土留め、ウエルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。</p> <p>【擁壁類(補強土擁壁は除く)】</p> <p>胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。</p> <p>基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥が無い。</p> <p>材料の連結または、かみ合わせが適切である。</p> <p>端部における地山とのすり付けが適切である。</p> <p>丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。</p> <p>コンクリート板擁壁工の施工に当たり、ソイルコンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締固め及び養生が適切に行われている。</p> <p>【用排水施設】</p> <p>位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。</p> <p>不同沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に念入りに行われている。</p> <p>呑口、吐口、集水樹等の取付コンクリートにクラック等の欠陥がない。</p> <p>施設の流末は浸食、滞留等が生じないように処理されている。</p> <p>不同沈下の発生が無く、基礎コンクリートの亀裂や継ぎ目部からの漏水も見られない。</p> <p>継ぎ目部の目地モルタルが適切に施工されている。</p> <p>製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。</p> <p>製品の継ぎ目部には、隙間、ズレが無く、適切に施工されている。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※評価値が90%以上.....a</p> <p>※評価値が80%以上90%以下.....a'</p> <p>※評価値が70%以上80%未満...b</p> <p>※評価値が60%以上70%未満...b'</p> <p>※評価値が60%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%)=該当項目数(0)÷評価対象項目数(21)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	補強土壁工事	<p>●評価対象項目</p> <p>盛土材の材質が適切である。</p> <p>盛土の締固めを適切な条件(人力・機械別、巻き出し厚、敷き均し、転圧作業等)で施工されている。</p> <p>プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料によりの確に確認できる。</p> <p>現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。</p> <p>盛土の締固め管理(密度等)が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>※評価値が90%以上.....a</p> <p>※評価値が80%以上90%以下.....a'</p> <p>※評価値が70%以上80%未満...b</p> <p>※評価値が60%以上70%未満...b'</p> <p>※評価値が60%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%)=該当項目数(0)÷評価対象項目数(8)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	取壊し工事  <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;">c</div>	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 分別、再資源化を適切に実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工計画書に定められた計画により管理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 廃棄物の処理が適切である。</li> <li><input type="checkbox"/> 請負者の管理記録が整備されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適正である。</li> </ul> <p>●その他 [理由: _____ ]</p> <p>●その他 [理由: _____ ]</p> <p>●その他 [理由: _____ ]</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※評価値が90%以上.....a</li> <li>※評価値が80%以上90%以下...a'</li> <li>※評価値が70%以上80%未満...b</li> <li>※評価値が60%以上70%未満...b'</li> <li>※評価値が60%未満.....c</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                          ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                          ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(8)                          ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                     </div>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。



考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	下水道工事	<p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p>マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。</p> <p>管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。</p> <p>設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。</p> <p>コンクリート打設時の必要な供試体採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。</p> <p>コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>土質条件にあったマシン設備で施工が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>【開削工】</p> <p>開削管渠及びマンホール周辺の埋戻しが適切に行われ、沈下、空隙が生じていない。</p> <p>埋戻は一層の厚さ30cm以下で十分な締固が確認できる。</p> <p>混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。</p> <p>管渠の接合は泥土、ゴミ等の付着物を清掃し、接合状況が良好であることが確認できる。</p> <p>【推進工】</p> <p>測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。</p> <p>常に切り羽及び地表面の状況を観測して施工されていることが確認できる。</p> <p>推進作業(日進量、送・排泥量及び蛇行等)がデータで確認できる。</p> <p>地盤改良の施工管理状況がデータで確認できる。</p> <p>【シールド工】</p> <p>セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。</p> <p>溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っている。</p> <p>二次コンクリート打設前、セグメントの損傷箇所、漏水箇所の補修が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。</p> <p>常に切り羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。</p> <p>シールド推進作業等がデータで確認できる。</p> <p>裏込注入状況がデータで確認できる。</p> <p>地盤改良の施工管理状況がデータで確認できる。</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
II. 品質		<p>●判断基準</p> <p>※評価値が90%以上.....a</p> <p>※評価値が80%以上90%以下...a'</p> <p>※評価値が70%以上80%未満...b</p> <p>※評価値が60%以上70%未満...b'</p> <p>※評価値が60%未満.....c</p>						
		<p>●判断基準</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(27)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>						
		<p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p>						

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	管水路工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 材料の品質規定証明書が整理されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 中心線の通りがよい。</li> <li><input type="checkbox"/> 仕様書で示す条件により締固が実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 管の吊り込み、据付の際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。</li> <li><input type="checkbox"/> 管からの漏水がない。</li> <li><input type="checkbox"/> クラックがない。</li> <li><input type="checkbox"/> コンクリート構造物にきめ細やかな施工が窺える。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※評価値が90%以上.....a</li> <li>※評価値が80%以上90%以下...a'</li> <li>※評価値が70%以上80%未満...b</li> <li>※評価値が60%以上70%未満...b'</li> <li>※評価値が60%未満.....c</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(12)                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	さく井工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土地改良工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目</li> <li>工事に先立ち地下水に対する地盤調査等の分析が入念になされている。</li> <li>掘削記録及び電気検層結果等が適切に管理されている。</li> <li>揚水試験が仕様書どおり適切に実施されている。</li> <li>孔内の仕上げが仕様書どおり適切に実施されている。</li> <li>掘削中の孔壁保護が入念に施行されている。</li> <li>フィルター材、埋め戻し等が入念に施工されている。</li> <li>ケーシング等挿入、接合作業等が適切に実施されている。</li> <li>その他</li> </ul>						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、c評価とする。																													
		理由:						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上～90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上～75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上～75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%超																																		
90%以上	a	a'	b	b																																	
75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'																																	
60%以上～75%未満	b	b'	c	c																																	
60%未満	b'	c	c	c																																	
※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																					
フィルダム工事 ため池	フィルダム工事 ため池	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土地改良工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目</li> <li>仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</li> <li>材料の品質規定証明書が整備されている。</li> <li>基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。</li> <li>施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。</li> <li>雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。</li> <li>気象条件を考慮した施工が確認できる。</li> <li>鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり施工図面に示されたとおり施工している。</li> <li>コンクリートの供試体が当該現場のものであることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul>						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、c評価とする。																													
		理由:						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上～90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上～75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>		評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上～75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%超																																		
90%以上	a	a'	b	b																																	
75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'																																	
60%以上～75%未満	b	b'	c	c																																	
60%未満	b'	c	c	c																																	
※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																					

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	コンクリート二次製品工事(U字溝、BF等付属的なものを除く)  ・L型 ・ボックスカルバート ・ブロック積み(土改)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土地改良工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目</li> <li>仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</li> <li>材料の品質規定証明書が整備されている。</li> <li>施行基面が平滑に仕上げられている。</li> <li>法面のとおりがよい。</li> <li>仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。</li> <li>護岸等の根入が図面どおり実施されていることが確認できる。</li> <li>コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。</li> <li>二次製品の吊り込み、据付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul>																																		
		理由:																																		
						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能					ばらつきで判断不可能																														
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
						<p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p>																														
区画整理工事		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土地改良工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照									品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																								
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象項目</li> <li>仕様書等で定められている品質管理が実施されている。</li> <li>材料の品質規定証明書が整備されている。</li> <li>地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態に施工している。</li> <li>濁り等の防止に十分留意している。</li> <li>石礫、根株等の除去は仕様書に定められたとおり実施されている。</li> <li>表土剥ぎ取り、基盤切盛、畦畔築立、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。</li> <li>進入路について耕作に支障がないように施工されている。</li> <li>暗渠排水は仕様書及び設計図書により施工されている。</li> <li>用・排水路の縦断勾配については、ほ場面標高等を考慮して施工されている。</li> <li>用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。</li> <li>用・排水路の法面のとおりがよい。</li> <li>構造物側面の埋め戻しについては、仕様書で示す条件により締め固めが実施されている。</li> <li>護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。</li> <li>二次製品取付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。</li> <li>二次製品の吊り込み、据え付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul>																																		
		理由:																																		
						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>				ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能					ばらつきで判断不可能																														
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																
						<p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p>																														

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	暗渠排水工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土地改良工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
		●評価対象項目 管路の敷設位置が適切である。 管路の接続が適切に施工されている。 吸水渠、集水渠の埋設深管理が適切に施工されている。 軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害されるおそれがある箇所について、阻害防止の工夫が措置されている。 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。 溝底部が凹凸蛇行の無いように施工されている。 水閘及び集水渠部等の埋め戻しが入念にされている。 その他																																			
		理由:					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。																														
							<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%超																																		
90%以上	a	a'	b	b																																	
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																	
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																	
60%未満	b'	c	c	c																																	
※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																					

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	客土工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土地改良工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目</li> <li>土取り場において、木根、石塊、草木片等を土取り場場内で除去し客土に混入させていない。</li> <li>土取り場において、土質の確認を行っている。</li> <li>過積載を行っていない。</li> <li>ダンプトラックの安全管理を日々行っている。</li> <li>ほ場内作業で大きな土塊を砕いている。</li> <li>ほ場内小運搬は、効率的に客土を分散し施工されている。</li> <li>客土の敷均し等において地表水などを適切に処理しドライな状態で施工している。</li> <li>土の変化率を加味した搬入管理が記録等で確認できる。</li> <li>その他</li> </ul>																																			
		理由:					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数/対象評価項目数) × 100 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する</p>			評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%超																																		
90%以上	a	a'	b	b																																	
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																	
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																	
60%未満	b'	c	c	c																																	
畑地かんがい工事		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土地改良工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●評価対象項目</li> <li>施工基面が平滑に仕上げられている。</li> <li>基礎材料の試験が事前に行われ、施工後の密度試験により適正な締固め度であることが確認できる。</li> <li>管の下端、側部の締固めが均等に実施されている。</li> <li>管材料は品質規格証明書が整備されている。</li> <li>接合作業に当たり作業員の技量確認を行っている。</li> <li>接合面が適切な処理を行っているのが確認できる。</li> <li>接合機材の管理・取り扱いが適切に行っていることが確認できる。</li> <li>接合結果が記録され確認できる。</li> <li>管布設状況の記録がなされ整理されている。</li> <li>付帯構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。</li> <li>通水試験、気密試験等が立会のもとで実施され記録が整理されている。</li> <li>その他</li> </ul>																																			
		理由:					<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数/対象評価項目数) × 100 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する</p>			評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%超																																		
90%以上	a	a'	b	b																																	
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																	
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																	
60%未満	b'	c	c	c																																	

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考查項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ  II. 品質	水路補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管更生工	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】                      [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]                      ※ばらつきの判断は別紙-4参照</p> <p>●評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <p>使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。                      構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。                      監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘察し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。                      気象条件に応じた施工方法で施工されている。                      部材の洗浄・下地処理が適切に行われている。                      養生の期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。                      施工時の現場条件(ドライ施工等)が適切に行われていることが確認できる。                      その他</p> <p>理由:</p>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
		<p>【開水路補修工】</p> <p>補修材が当該既設構造物へしっかり密着(規定の付着強度等をクリアされている)されていることが確認できる。                      目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。</p> <p>【管更生工】</p> <p>規定の厚さで施工されていることが確認できる。                      施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。                      管更正材が当該既設構造物へしっかり密着(規定の付着強度等をクリアされている)されていることが確認できる。                      各種耐用試験結果(曲げ強度試験他)にクリアしていることが確認できる。                      曲線部の施工では弛みが無いことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。</p>																																		
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(16)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																
	50%以下	80%以下	80%超																																	
90%以上	a	a'	b	b																																
75%以上~90%未満	a'	b	b'	b'																																
60%以上~75%未満	b	b'	c	c																																
60%未満	b'	c	c	c																																

調査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

調査項目	工 種						d	e																						
		a	a'	b	b'	c																								
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	仮設工事	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。</li> <li>仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。</li> <li>周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。</li> <li>施工記録等により設計・条件に適合した根入れ深さで施工されていることが確認できる。</li> <li>排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※評価値が90%以上.....a</li> <li>※評価値が80%以上90%以下...a'</li> <li>※評価値が70%以上80%未満...b</li> <li>※評価値が60%以上70%未満...b'</li> <li>※評価値が60%未満.....c</li> </ul>					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																						
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(8)</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>																												
上記以外の工事 (情報ボックス、 浚渫工等) 又は合併工事		(A)	a すぐれている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																					
		(B)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。(判断基準参照) 【関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験】 ※ばらつきの判断は別紙-4参照																											
		<p>●評価対象項目</p> <p>●判断指標</p> <p>&lt;A&gt;対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 ex) 浚渫、取り壊し工等</p> <p>※評価値が90%以上.....a                  ※評価値が80%以上90%以下...a'                  ※評価値が70%以上80%未満...b                  ※評価値が60%以上70%未満...b'                  ※評価値が60%未満.....c</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>																												
		<p>&lt;B&gt;対象工事がばらつきによる評価が適切な工事</p> <p>① 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>② 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(8)</p> <p>③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上~90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上~75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>			評価値	ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%超	90%以上	a	a'	b	75%以上~90%未満	a'	b	b'	60%以上~75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能																													
	50%以下	80%以下	80%超																											
90%以上	a	a'	b																											
75%以上~90%未満	a'	b	b'																											
60%以上~75%未満	b	b'	c																											
60%未満	b'	c	c																											



考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート構造物工事	コンクリート構造物の表面状態が良い。		※該当5項目程度以上・・・a		
	砂防構造物工事	コンクリート構造物の通りが良い。		該当4項目程度・・・b		
	海岸工事	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		該当3項目程度・・・c		
	トンネル工事	クラックがない。 漏水が無い。 全体的な美観が良い		該当2項目程度以下・・・d		
	土 工 事 (盛土・築堤工事等)		仕上げが良い。 通りが良い。		※該当4項目程度以上・・・a	
			天端及び端部の仕上げが良い。 構造物へのすりつけなどが良い。 全体的な美観が良い。		該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	切土工事		規定された勾配が確保されている。 施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。		※該当5項目程度以上・・・a	
			法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 関係構造物との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 全体的な美観が良い。		該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事		通りがよい。 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。		※該当4項目程度以上・・・a	
			天端及び端部の仕上げが良い。 既設構造物とのすりつけが良い。 全体的な美観が良い。		該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
	鋼橋工事		表面に補修箇所が無い。 部材表面に傷、錆が無い。		※該当4項目程度以上・・・a	
			溶接に均一性がある。 塗装に均一性がある。 全体的な美観が良い。		該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
地すべり防止工事		地山との取り合いが良い。 天端、端部の仕上げが良い。		※該当3項目程度以上・・・a		
		施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 全体的な美観が良い。		該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d		
舗装工事		舗装の平坦性が良い。 構造物の通りが良い。		※該当5項目程度以上・・・a		
		端部処理が良い。 構造物へのすりつけ等が良い。 雨水処理が良い。 全体的な美観が良い。		該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d		
法面工事		通りが良い。 植生、吹付等の状態が均一である。		※該当3項目程度以上・・・a		
		端部処理が良い。 全体的な美観が良い。		該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d		

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考 査 項 目	工 種	a		b		c		d	
		優れている		やや優れている		他の評価に該当しない		劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ  III. 出来ばえ	基礎工事	<input type="checkbox"/>	土工関係の仕上げが良い。	<input type="checkbox"/>	通りが良い。	※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	端部、天端の仕上げが良い。 施工管理記録等ながら不可視部分の出来ばえの良さが伺える。	<input type="checkbox"/>					
	コンクリート橋上部工事	<input type="checkbox"/>	コンクリート構造物の表面状態が良い。	<input type="checkbox"/>	コンクリート構造物の通りが良い。	※該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	天端及び端部の仕上げが良い。 支承部の仕上げが良い。 クラックが無い。 全体的な美観が良い。	<input type="checkbox"/>					
	塗装工事 (工場塗装を除く)	<input type="checkbox"/>	塗装の均一性が良い。	<input type="checkbox"/>	細部まできめ細かな施工がされている。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	補修箇所が無い。 ケレンの施工状況が良好である。 全体的な美観が良い。	<input type="checkbox"/>					
	植栽工事	<input type="checkbox"/>	樹木の活着状況が良い。	<input type="checkbox"/>	支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。	※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/>	支柱の取り付けが堅固である。 全体的な美観が良い。	<input type="checkbox"/>					
防護柵(網)工事	<input type="checkbox"/>	通りが良い。	<input type="checkbox"/>	端部処理が良い。	※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input checked="" type="checkbox"/>	部材表面に傷及び錆がない。 既設構造物等とのすりつけが良い。 きめ細やかに施工されている。 全体的な美観が良い。	<input type="checkbox"/>						
標識工事	<input type="checkbox"/>	設置位置に配慮がある。	<input type="checkbox"/>	標識の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input checked="" type="checkbox"/>	標識板の支柱に変色がない。 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 全体的な美観が良い。	<input type="checkbox"/>						
区画線工事	<input type="checkbox"/>	塗料の塗布が均一である。	<input type="checkbox"/>	視認性が良い。	※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input checked="" type="checkbox"/>	接着状態が良い。 施工前の清掃が入念に実施されている。 全体的な美観が良い。	<input type="checkbox"/>						
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

考査項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
3.出来形及び出来ばえ  Ⅲ.出来ばえ	建築工事 (土地改良工事に付帯するものに限る)	きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。		※該当6項目程度以上・・・a		
		関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。		該当4項目程度・・・b		
		使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。		該当3項目程度・・・c		
		仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。		該当2項目程度以下・・・d		
		色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。				
		材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。				
		安全に配慮した施工がなされている。				
		その他(理由: )				
		機械設備工事	主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制され、運転操作性が良い。		※該当4項目程度以上・・・a	
			きめ細やかな施工がなされている。		該当3項目程度・・・b	
			関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い。		該当2項目程度・・・c	
			溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。		該当1項目程度以下・・・d	
		全体的な美観が良い。				
	電気設備工事	きめ細やかな施工がなされている。		※該当5項目程度以上・・・a		
		公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		該当4項目程度・・・b		
		動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く総合的な機能及び運用性が良い。		該当3項目程度・・・c		
		ケーブル等の接続方法及び敷設状況が適切である。		該当2項目程度以下・・・d		
		操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。				
		全体的な美観が良い。				
	維持修繕工事	小構造物等にも注意が払われている。		※該当3項目程度以上・・・a		
		きめ細やかな施工がなされている。		該当2項目程度・・・b		
		既設構造物とのすりつけが良い。		該当1項目程度・・・c		
		全体的な美観が良い。		該当項目なし・・・d		
	通信設備工事 受変電設備工事	主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がなされている。		※該当5項目程度以上・・・a		
		公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。		該当4項目程度・・・b		
		動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。		該当3項目程度・・・c		
		当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。		該当2項目程度以下・・・d		
		操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。				
		全体的な美観が良い。				
	二次製品構造物	構造物の通りが良い。		※該当6項目程度以上・・・a		
		材料の連結、かみ合わせが良い。		該当4項目程度・・・b		
		天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		該当3項目程度・・・c		
		クラックがない。		該当2項目程度以下・・・d		
		漏水がない。				
		土工の仕上げが良い。				
		全体的な美観が良い。				
	補強土壁工事	壁面材(コンクリート製品)の割れ・欠けがない。		※該当4項目程度以上・・・a		
		基礎上面の平坦性が良い。		該当3項目程度・・・b		
		天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		該当2項目程度・・・c		
		壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。		該当1項目程度以下・・・d		
		全体的な美観が良い。				
	取り壊し工事	きめ細やかな施工がなされている。		※該当4項目程度以上・・・a		
		既存部分や関連設備との調整がなされている。		該当3項目程度・・・b		
		取り壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。		該当2項目程度・・・c		
		その他(理由: )		該当1項目程度以下・・・d		

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考 査 項 目	工 種	a				b				c				d			
		優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている			
下水道工事	d	通りが良い。	漏水が無い。	クラックがない。	マンホール天端と路面とのすりつけが良い。	マンホールのインパートの仕上げが良い。	残土等は適切に処理されている。	※該当5項目程度以上・・・a	該当4項目程度・・・b	該当3項目程度・・・c	該当2項目程度以下・・・d						
管水路工事	d	管の通りが良い。	管内面塗装に補修痕等がない。	小構造物にも細心の注意が払われている。	全体的な美観が良い。	その他(理由: )	※該当4項目程度以上・・・a	該当3項目程度・・・b	該当2項目程度・・・c	該当1項目程度以下・・・d							
ざく井工事	d	孔口の保護が適切になされている。	掘削スライム、泥水等の処理が適切に行われている。	ケーシング、スクリーン等が適正に施工されている。	全体的な美観が良い。		※該当3項目程度以上・・・a	該当2項目程度・・・b	該当1項目程度・・・c	該当項目なし・・・d							
フィルダム工事 ため池	d	土工の仕上げが良い。	土工の通りが良い。	土工の構造物へのすりつけが良い。	吹きつけ(植生、コンクリート等)の状態が均一である。	コンクリート構造物の肌が良い。	コンクリート構造物の通りが良い。	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	付帯コンクリート構造物にクラックがない。	漏水がない。	施設の通りが良い。(排水側溝、フェンス等)	全体的な美観が良い。	※該当9項目程度以上・・・a	該当7項目程度・・・b	該当6項目程度・・・c	該当5項目程度以下・・・d	
コンクリート二次製 品工事(U字溝、BF 等付属的なものを除く)	d	土工の仕上げが良い。	土工の通りが良い。	土工の構造物へのすりつけが良い。	コンクリート構造物の通りが良い。	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	施設の通りが良い。(排水側溝、フェンス等)	全体的な美観が良い。		※該当6項目程度以上・・・a	該当5項目程度・・・b	該当3項目程度・・・c	該当2項目程度以下・・・d				
区画整理工事	d	均平度が良い。	土工の仕上げが良い。	土工の通りが良い。	土工の構造物へのすりつけが良い。	用・排水路の通りが良い。	コンクリート構造物の通りが良い。	全体的な美観が良い。		※該当6項目程度以上・・・a	該当5項目程度・・・b	該当3項目程度・・・c	該当2項目程度以下・・・d				
暗渠排水工事	d	吸水渠及び排水渠等の通りが良い。	田面復旧の状態が良い。	畦畔及び排水路溝畔復旧の状態が良い。	排水路の接続にきめ細かな施工がなされている。	全体的な美観が良い。	※該当4項目程度以上・・・a	該当3項目程度・・・b	該当2項目程度・・・c	該当1項目程度以下・・・d							
客土工事	d	ほ場面の平坦性が良い。	搬入した客土をほ場内に概ね均等に分散している。	ほ場隅角部の施工がきめ細やかに施工されている。	土取り場は土砂の流失等後始末が問題なく良好である。また、周辺道路への土の持ち出しや破損がない。	全体的な美観が良い。	※該当4項目程度以上・・・a	該当3項目程度・・・b	該当2項目程度・・・c	該当1項目程度以下・・・d							

考查項目別運用表(土地改良)

( 検 査 員 )

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の事項に該当しない場合	劣っている
畑地かんがい工事	d	接合状況が良い。		※該当5項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
		管内外面に補修痕等がない。			
		小構造物にも細心の注意が払われている。			
		管の埋設位置が適正である。			
		施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。			
仮設工工事	d	鋼矢板・親杭の通りが良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
		覆工板にがたつきがない。			
		鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。			
		床付け面の仕上げがよい。			
		全体的な美観が良い。			
地盤改良工事	d	通りが良い。		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
		施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			
		構造物の表面及び端部の仕上げが良い。			
		きめ細やかな施工がなされている。			
		全体的な美観が良い。			
交通安全施設工事 (歩道)	d	構造物の通りが良い。		※該当6項目程度以上・・・a 該当4項目程度・・・b 該当3項目程度・・・c 該当2項目程度以下・・・d	
		関係構造物へのすり付け等が良い。			
		構造物及び歩道面が平滑に仕上げられている。			
		利用者の利便性・安全性などへの配慮が確認できる。			
		施工管理記録等、不可視部分の出来ばえが確認できる。			
水路補修工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管更生工	d	小構造物等にも注意が払われている。		※該当3項目程度以上・・・a 該当2項目程度・・・b 該当1項目程度・・・c 該当項目なし・・・d	
		きめ細やかな施工がなされている。			
		既設構造物とのすり付けが良い。			
		全体的な美観が良い。			
上記以外の工事 又は合併工事	d	[理由: ]		※該当4項目程度以上・・・a 該当3項目程度・・・b 該当2項目程度・・・c 該当1項目程度以下・・・d	
		[理由: ]			
		[理由: ]			
		[理由: ]			
		[理由: ]			

※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。

小規模工事成績採点の審査項目別運用表（土地改良）

目 次

		ページ
別紙－1	①～⑧審査項目別運用表（主任監督員）	62 ～
別紙－2	①～④審査項目別運用表（総括監督員）	67 ～
別紙－3	1～32審査項目別運用表（検査員）	72 ～

工事成績採点の考査項目別運用表（小規模工事） 目次  
 （土地改良）

（主任監督員）

R6.11.1

記号	考査項目	細 別	工 種	ページ
別紙一1①	1. 施工体制	I. 施工体制一般 II. 配置技術者 (現場代理人等)		62
別紙一1②	2. 施工状況	I. 施工管理 II. 工程管理		63
別紙一1③	〃	III. 安全対策 IV. 対外関係		64
別紙一1④	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形 II. 品質		65
別紙一1⑤	5. 創意工夫	I. 創意工夫		66

（総括監督員）

記号	考査項目	細 別	工 種	ページ
別紙一2①	2. 施工状況	II. 工程管理 III. 安全対策		67
別紙一2②	4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		68
別紙一2③	6. 社会性等	I. 地域への貢献等		69
別紙一2④	7. 法令遵守等			70

（検査員）

記号	考査項目	細 別	工 種	ページ
別紙一3一①	2. 施工状況	I. 施工管理		71
別紙一3一②	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		72
別紙一3一③	3. 出来形及び 出来ばえ	II. 品質		73
別紙一3一④	3. 出来形及び 出来ばえ	III. 出来ばえ		74

考査項目別運用表(小規模工事)

[記入方法] 該当する項目の□に「レ」印を記入する。評価の対象としない項目には「×」印を記入する。

(主任監督員)

考査項目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項がない。</p> <p>施工計画書を、工事着手前に提出している。</p> <p>作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p>品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</p> <p>元請が下請の作業成果を検査している。</p> <p>施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p>緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p>工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p>機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準                      該当項目が90%程度以上..... a                      該当項目が80%以上90%未満..... b                      該当項目が80%程度未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(11)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工体制一般に関して、監督職員からの文書による指示に従わなかった。</p>
	II. 配置技術者(現場代理人等)	<p>●「評価対象項目」</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項がない。</p> <p>作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p>設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>監督職員への報告を的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p>書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p>契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。</p> <p>施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p>下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p>監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準                      該当項目が90%以上..... a                      該当項目が80%以上90%未満..... b                      該当項目が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(11)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。</p>	<p>配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>



考査項目別運用表(小規模工事)

(主任監督員)

考査項目	細 別					
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
2.施工状況	I.施工管理	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。                  施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。                  現場条件の変化に対して、適切に対応している。                  工事材料の品質に影響がないよう保管している。                  日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                  日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。                  現場内の整理整頓を日常的に行っている。                  指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。                  工事打合せ簿を、不足無く整理している。                  建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。                  工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。                  その他</p> <p>〔理由: ]</p> <p>●判断基準                  該当項目が90%程度以上.....a                  該当項目が80%以上90%未満.... b                  該当項目が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(12)                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	II.工程管理	<p>●「評価対象項目」</p> <p>「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。                  工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。                  実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。                  現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。                  時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。                  工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。」                  適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。                  休日の確保を行っている。                  計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。                  その他</p> <p>〔理由: ]</p> <p>●判断基準                  該当項目が90%以上..... a                  該当項目が80%以上90%未満.... b                  該当項目が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                  ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ③ 評価値(0%)=該当項目数(0)/評価対象項目数(10)                  ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p>			<p>工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考查項目別運用表(小規模工事)

(主任監督員)

考查項目	細 別					
		a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	III.安全対策	<p>●「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 災害防止協議会を1回/月以上実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 架空線及び地下埋設物等に関する調査結果を報告し、事故防止対策に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上..... a                  該当項目が80%以上90%未満.. b                  該当項目が80%未満..... c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(10)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	c					
	IV.対外関係	<p>●「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項がない。</li> <li><input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</li> <li><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</li> <li><input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</li> <li><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</li> </ul> <p>●判断基準</p> <p>該当項目90%以上.....a                  該当項目80%以上90%未満.....b                  該当項目80%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(0%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(7)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。</p> </div>			<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	c					

考查項目別運用表(小規模工事)

(主任監督員)

考查項目	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ I.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつき判断は別紙-4参照 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ②出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。                      ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める出来形管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。                      ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする                      ⑤工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。                 </div>				
II.品質	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね50%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙-4参照 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。                      ②品質とは、設計図書に示された工事的物の規格である。                      ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、別に定める品質管理項目や管理基準等に基づき評価を行うものとする。                      ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。                      ⑤ばらつき評価が適当でない場合は、下記評価項目により評価する。                 </div>				
	<ばらつき評価が適切ではない場合>				
	a	b	c		
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない		
	●〔評価対象項目〕 <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対して迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工条件、気象条件を考慮して施工している。 <input type="checkbox"/> 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。 その他〔理由〕: ]				
	●判断基準 該当項目が6項目以上・・・ a 該当項目が4項目・・・ b 該当項目が3項目・・・ c				

考査項目別運用表(小規模工事)

考査項目	細 別	工 夫 事 項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p><b>【施工】</b></p> <p>施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。                  コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。                  土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。                  部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。                  設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。                  給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。                  照明などの視界の確保に関する工夫。                  仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。                  運搬車両、施工機械等に関する工夫。                  支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。                  盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。                  施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。                  出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。                  施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。                  ICT(情報通信技術)を活用したICT活用工事。                  ※本項目は最大3点の加点とする。注1)</p> <p>前項のICT活用工事を除く、生産性向上に資するICT機器や3次元データ活用を用いた工事(元請社員により実施(内製)した場合に限る)</p> <p>特殊な工法や材料を用いた工事。</p> <p>優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p><b>【新技術活用】</b></p> <p>新技術を活用し、活用の効果が確認できた。                  ※実施状況に応じて、個別協議のうえ最大3点の加点とする。                  ※加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は、加点措置を行わないものとする。                  ※既製品(NETIS製品等)の活用については、本項目の評価対象外とする。</p> <p><b>【品質】</b></p> <p>土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫。                  コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。                  鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。                  配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p><b>【安全衛生】</b></p> <p>建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。                  ※本項目は2点の加点とする。                  安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)                  安全教育、技術向上講習会、安全コントロールに関する工夫。                  現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。                  有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。                  一般車両突入時の被害低減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。                  厳しい作業環境の改善に関する工夫。                  環境保全に関する工夫。</p> <p><b>【働き方改革】</b></p> <p>「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大3点の加点とする。                  完全週休2日の確保に向けた企業の取り組みが図られている。注2                  若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。(現場代理人又は主任(監理)技術者に限る)                  当該現場において、労働時間の管理に向けた取り組みが図られていることが確認できる。注3)</p>
		<p><b>【その他】</b></p> <p>その他 [理由: 理由:CCUSの活用]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p> <p>その他 [理由: ]</p>
		<p>注1)</p> <p>① 1点加点は、設計図書に基づき、茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領に規定する特別簡易型を適用した工事とする。                  ② 2点加点は、設計図書に基づき、茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領に規定する簡易型、全面活用型を活用して施工した工事とする。                  ③ 3点加点は、設計図書に基づき、茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領に規定する全面活用型を適用した工事のうち施工以外の全てのプロセスを内製した場合とする。</p> <p>注2)</p> <p>○完全週休2日に取り組み、現場閉所日率100%以上を確保した工事とする。(1点加算)</p> <p>注3の例)</p> <p>○技術者(現場代理人又は主任(監理)技術者に限る)の時間外労働短縮への柔軟な対応が図られた工事とする。</p>
	<p>記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)</p> <p>評点: _____ 点</p>	<p><b>【創意工夫の詳細評価】</b> 工夫の内容及び具体的内容を記載</p>

※1 特に評価すべき創意工夫を加点評価する。  
 ※2 評価は各項目で1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。  
 ※3 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。  
 ※4 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考査項目別運用表(小規模工事)

( 総 括 監 督 員 )

[記入方法] 該当する項目の□に「レ」印を記入する。

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2.施工状況	II.工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
	<input type="checkbox"/>	<p>●評価対象項目</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 隣接する他の工事などの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>完全週休2日に取り組み、工期内に工事を完成させた。注)</u></p> <p><input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工場所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> 工期延長もなく、工期終了までにおよそ1か月以上早く工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT施工により、工期を短縮し、余裕をもって完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				<p>注)</p> <p>完全週休2日とする。(現場閉所率100%以上)</p>	
	III.安全対策	a	b	c	d	e	
	<input type="checkbox"/>	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p>●評価対象項目</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT施工により、補助作業員を削減するなど、工事故のリスクを低減した。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					

考査項目別運用表(小規模工事)

( 総 括 監 督 員 )

考査項目	細 別	対 応 事 項	【事 例】 具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。  II. 都市部の作業環境、社会条件等への対応 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 10. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。  III. 厳しい自然・地盤条件への対応 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。  IV. 長期工事における安全確保への対応 16. 12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。 17. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	I. 構造物の特殊性への対応 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 3. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば4点の加点とする。  II. 都市部の作業環境、社会条件等への対応 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 10. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。  III. 厳しい自然・地盤条件への対応 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。  IV. 長期工事における安全確保への対応 16. 12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※ただし、文書注意に至らない事故は除く。 17. その他 [理由: ] ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(1. について) 切土、盛土の土工量:5万m3以上、護岸・築堤の平均高さ5m以上、浚渫工:10万m3以上、トンネル(NATM):内空断面積:100m2以上 推進工(羽口、泥水加圧):φ2000mm以上、樋管:30m以上、樋門又は水門の扉体面積:50m2以上、砂防ダムの堤高さ:15m以上 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m以上、地滑り防止工:幅50m以上又は延長80m以上、 橋梁下部工の高さ:15m以上、橋梁上部工の最大支間距:60m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 (4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・その他、各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 (11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
	評 価	評 点 : [ ] 点	

※1 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表(小規模工事)

( 総 括 監 督 員 )

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	
6. 社会性等	I.地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	
		<p>●評価対象項目</p> <p>周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。                  現場事務所や作業現場の環境を周辺地域の景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。                  定期的に広報紙の配布や現場見学会を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。                  道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。                  地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。                  災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 注1)                  快適トイレを設置し、建設業の労働環境改善に貢献した。                  完全週休2日に取り組み、建設業の労働環境改善に貢献した。 注2)                  学生向け等の見学会やインターンシップの受け入れを積極的に行い、建設業の魅力向上に貢献した。                  その他 [理由: ]</p> <p>●判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>				<p>注1)                  当該工事期間中に鳥インフルエンザや豚熱等への防疫作業従事を含む。                  従事の対象は、当該工事の監理(主任)技術者、または、現場代理人とする。</p>	<p>注2)                  完全週休2日とする。(現場閉所率100%以上)</p>

考査項目別運用表(小規模工事)

( 総 括 監 督 員 )

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7.法令遵守等	措 置 内 容	点 数
	1.指名停止3ヶ月以上	-20点
	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
	5.文書注意	- 8点
	6.口頭注意	- 5点
	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点
	8.その他 [理由: ]	- 点
	9. 項目該当なし	減点無し

法令遵守等 評定点合計		点
----------------	--	---

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。  
 ② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。  
 ③ 「工事関係者」とは、当該現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。  
 ④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】


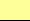



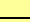

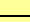

- ・ 1.入札前に提出した調査資料等において、虚偽の事実が判明した。
- ・ 2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- ・ 3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- ・ 6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- ・ 8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- ・ 10.下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- ・ 13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・ 14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- ・ 15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。(措置内容については、指名停止等の区分による)
- ・ 16.茨城県農林水産部農地局が発注するICT工事試行要領第6条第2項及び第3項に該当する場合。
- ・ 17.茨城県農林水産部が発注する週休2日制促進工事の試行要領第10条第2項及び第3項に該当する場合。
- ・ 18.茨城県農林水産部農地局が発注する快適トイレ普及促進工事の試行要領第6条第2項に該当する場合。





考查項目別運用表(小規模工事)

( 検 査 員 )

考查項目	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び 出来ばえ I.出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a~b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	<p>●【評価対象項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</li> <li> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li> 不可視部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。</li> <li> 出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。</li> <li> 写真管理基準の管理項目を満足している。</li> <li> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li> その他</li> </ul> <p style="text-align: center;">[理由: _____ ]</p> <p>※ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事事物的形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事はc評価とする。</p> <p>⑤ 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p> </div>						

考查項目別運用表(小規模工事)

( 検 査 員 )

考查項目	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形及び出来ばえ  II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する【判断基準参照】 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-4参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 5px;">c</div>	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</li> <li>材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。</li> <li>現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</li> <li>施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。</li> <li>施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。</li> <li>緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。</li> <li>施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。</li> <li>コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</li> <li>鉄筋の品質が証明書類で確認できる。</li> <li>鉄筋の組立及び加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。</li> <li>施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。</li> <li>雨水による崩壊が起らないように排水対策を実施していることが確認できる。</li> <li>床掘箇所への湧水及び滞水等は排除して施工していることが確認できる。</li> <li>締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。</li> <li>掘削箇所において掘りすぎがなく施工していることが確認できる。</li> <li>コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。</li> <li>鋼材の品質が証明書類で確認できる。</li> <li>二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。</li> <li>対象物に有害なクラック、損傷が無い。</li> <li>水平度、鉛直度、勾配等が設計図書を満足していることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul>																																		
	[理由: ]																																		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。                      ② 削除項目のある場合は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                      ③ 評価値(%) = 該当項目数(0) / 評価対象項目数(24)                      ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は「c」評価とする。                 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価値 90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上～90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上～75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>※試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%超	評価値 90%以上	a	a'	b	b	75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上～75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c		
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																															
	50%以下	80%以下	80%超																																
評価値 90%以上	a	a'	b	b																															
75%以上～90%未満	a'	b	b'	b'																															
60%以上～75%未満	b	b'	c	c																															
60%未満	b'	c	c	c																															

考查項目別運用表(小規模工事)

( 検 査 員 )

考 査 項 目	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3.出来形及び出来ばえ  III.出来ばえ  <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">d</div>	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 仕上げがよい</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さがわかる。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工対象物の通りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 細微まできめ細やかな施工がされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。</li> <li><input type="checkbox"/> クラック、隙間、がたつき等がない。</li> <li><input type="checkbox"/> 総合的な機能がよい。</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当5項目程度以上・・・a</li> <li>該当4項目程度・・・・・・b</li> <li>該当3項目程度・・・・・・c</li> <li>該当2項目程度以下・・・d</li> </ul>			

## 別紙－4

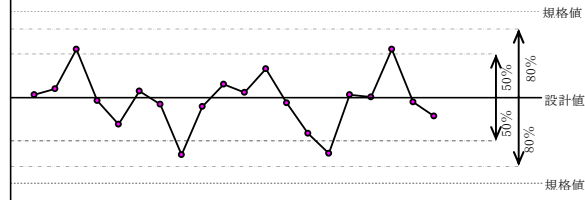
### 【記入方法及び留意事項】

#### 1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

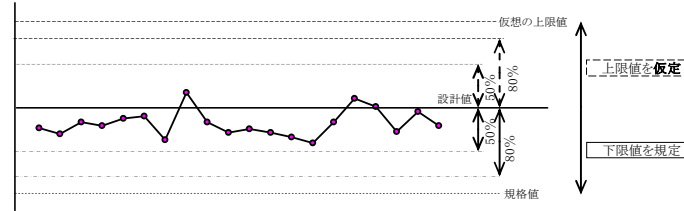
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

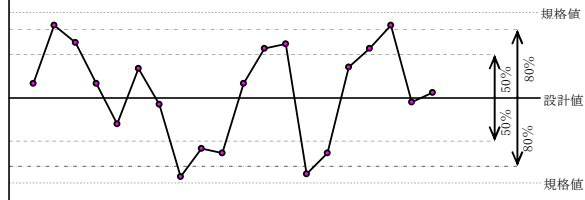
##### ①ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)

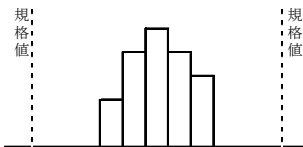


##### ②ばらつきが80%以下と判断できる例

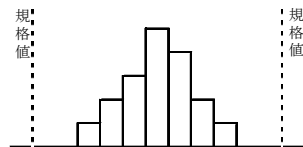


[度数表またはヒストグラムの場合]

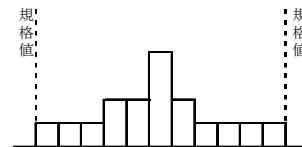
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



#### 2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 評定は「合併工事」欄を活用する。

#### 3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では、「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、c評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

#### 4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

施工プロセスチェックリスト「別紙ー5」

目 次

施工プロセスチェックリスト(土地改良)	.....	77~
---------------------	-------	-----

施工プロセスチェックリスト

1. 工事名   
 2. 工期  年 月 日 ~  年 月 日  
 3. 施工業者

事務所(課)名:   
 監督員名:

- ①施工プロセスチェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。  
 ②チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□にレマークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。  
 ③用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期に行う契約変更後とする。

細 別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備考 (指示事項及びその是正状況等)		
			着手前	施工中											完成時			
1 I 施工 体制 一般	○契約工程表	・契約締結の7日以内に、契約工程表が提出された。 (契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
	○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。 (契約後、変更後、完成時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○品質証明	・品質証明員の資格(身分及び経歴)が適正である。また、品質証明員に関する資料を事前に提出した。 (契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	当面の間はチェックの対象外とする。
		・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。 (品質証明実施時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 (施工時1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○建設業退職金共済紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)	・建設業退職金共済紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 (施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		○請負代金内訳書	・契約締結後14日以内に、所定の様式で提出した。 (契約後、変更後)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	当面の間はチェックの対象外とする。
○施工体制台帳、 施工体系図		・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
	・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。 (施工時の当初、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		

施工プロセスチェックリスト

細 査 項 目	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表  ( <small>チェックの目安</small> )	チ ェ ッ ク 時 期 ( <small>指示事項</small> )													備 考  ( <small>指示事項及びその是正状況等</small> )		
			着 手 前	施 工 中													完 成 時	
				( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )			( / )
I 施 工 体 制 一 般	○施工体制台帳、 施工体系図  ( <small>続き</small> )	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ( <small>施工時の当初、変更時</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 ( <small>施工時 1回/月程度</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ( <small>施工時の当初、変更時</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 ( <small>施工時の当初、変更時</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監視技術者を正しく記載している。 ( <small>施工時 1回程度</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 配 置 技 術 者 ／ 現 場 代 理 人 ・ 監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 ( <small>施工時 1回/月程度</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 ( <small>施工時適宜</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。 ( <small>施工計画時、施工時適宜</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 ( <small>施工計画時、施工時適宜</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	○監視技術者 ( <small>主任技術者</small> ) の専任制	・資格者証の内容を確認した。 ( <small>着手前</small> )	<input type="checkbox"/>															
		・配置予定技術者、通知による監視技術者施工体制台帳に記載された監視技術者と監視技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 ( <small>着手前</small> )	<input type="checkbox"/>															
		・現場に常駐していた。 ( <small>施工時 1回/月程度</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 ( <small>施工時、打合せ時</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 ( <small>施工時適宜</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	○現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。 ( <small>施工時適宜</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
○下請負者の把握	・下請負人が茨城県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間でない。 ( <small>施工時適宜</small> )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		



施工プロセスチェックリスト

細 別 考 査 項 目	確 認 項 目	チェ ック リス ト一 覧表  (チェ ックの 目安)	チェ ック 時 期 (指 示 事 項)													備 考  (指 示 事 項 及 び そ の 是 正 状 況 等)	
			着 手 前	施 工 中													完 成 時
				( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
2 I 施 工 管 理	○設計図書 の照査 等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
		・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○施工管理 ・工事材料管理	・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	・出来形、 品質管理	・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	・イメージアップ	・監督員の立合いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。 (施工時適宜)	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
		・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	( / ) □														
	○支給品 及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
	○建設副産物 及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	
・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		
○指定建設機械類 の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時 1 回程度)		( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □	( / ) □		

施工プロセスチェックリスト

調査項目別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)													備考 (指示事項及びその是正状況等)			
			着手前	施工中											完成時				
II 施工状況	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
III 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回/月程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時 1回/月程度)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
IV 対外関係	○安全パトロールの指摘事項の処理	・保安施設等の整理・設置・管理的確であり、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
IV 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況「別紙－6」

目次

	ページ
土地改良 .....	82～

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名	受注者名	
項 目	評 価 内 容	備 考
<input type="checkbox"/> 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力  受注者が自主的に実施したもので、かつ、標準積算では計上できない取り組み	<input type="checkbox"/> 施工	・施工に伴う機械、器具、工具、装置の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	(個別協議による)
	<input type="checkbox"/> 品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・鉄筋、溶接作業等の工夫 等
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺環境との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力等

1. 該当する項目の□にマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

別紙－6②

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
(説 明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

## 総括・主任監督員決定(変更)決議書

決裁印  	文書收受		決裁区分	
	処理期限	年 月 日	起案	年 月 日
	文書管理主任	保存期間 長期 ( ) 10・5・3・2・1 年	課 電話 ( )	起案者 職氏名
所長                      次長                      課長                      課員  検査監				
総括監督員 職 氏 名				
主任監督員 職 氏 名				
工 事 番 号				
工 事 名				
工 事 場 所				
工 期		年 月 日 から 年 月 日 まで	日間	
契 約 年 月 日		年 月 日		
<u>受 注 者</u>				
契 約 金 額		円		
開示・ 不開示 の区分	開 示 一部不開示 不 開 示	不 開 示 の 部分・理由	茨城県情報公開条例第7条第 号該当	
		開示可能時期		